

議題 3 の環境影響評価に関する法令上の取扱いについて

本案件は環境影響評価法施行令別表第 1 に定めている第一種事業に該当する。

- ・ 事業の種類
 - 公有水面埋立法による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- ・ 第一種事業の要件
 - 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域の面積が五十ヘクタールを超えるものに限る。）

環境アセスメントの手続の流れ

